

養父市公式SNS運用方針

(目的)

第1条 この方針は、民間企業が提供するSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用したさまざまな情報発信を目的とし、養父市が開設する各種公式SNSの適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

(SNSの種類、ページ、アカウント、チャンネル)

第2条 養父市が開設する公式SNSの種類及びアカウントは次の各号のとおりとする。

- (1) Facebookに開設する公式ページ
- (2) LINEに開設する公式アカウント
- (3) Instagramに開設する公式アカウント
- (4) Xに開設する公式アカウント
- (5) YouTubeの公式チャンネル

(運用主体及び管理者)

第3条 公式SNSの適切かつ円滑な運用を図るため、公式SNS運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

- 2 運用管理者は、情報課長をもって充て、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 公式SNSのアカウント登録・ID・パスワード管理に関すること
 - (2) 公式SNS全体の構成及び調整に関すること
 - (3) 公式SNS上で発信する情報の内容に関する指導・助言に関すること
 - (4) その他、公式SNSの運用に関すること

(アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式SNS名及びアカウントを、養父市のホームページ上に明示する。

(情報発信内容)

第5条 公式SNSを活用して情報を発信できる項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 養父市ホームページ、市広報やぶ等で情報提供したもの
- (2) 養父市及び養父市教育委員会が主催・共催するイベント情報、観光情報、災害情報または特別に各課より依頼があった情報
- (3) 前各号に掲げるもののほか、運用管理者が必要と認める情報

(運用方法)

第6条 公式SNSの運用方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 新たな公式SNSの利用を開始する場合は、各発信部署において運用手順を定めなければならない。
- (2) 公式SNSで投稿等をする職員は、各発信部署の課長等（以下「課長」という。）が指定した者とし、投稿等については課長等が責任を負うものとする。
- (3) 情報の発信時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、休日に開催されるイベント、各種行事等の現況・結果などについて情報発信する場合、SNSの特性や情報発信の即時性を考慮し、担当課長の判断により直接情報を発信できるものとする。
- (4) 情報発信には庁内の指定された端末を使用しなければならない。ただし、運用管理者が特に認めた場合はこの限りではない。
- (5) コメント欄へ投稿された意見等には、原則として返信しない。
- (6) 運用管理者又は課長等は、禁止事項に掲げるコメントが投稿されたときは、これを削除できるものとする。

(禁止事項)

第7条 次の各号に該当する投稿を禁止し、該当する投稿があった場合は、予告なく削除することがある

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報や特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、養父市が不適切として判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

(著作権)

第8条 公式SNS掲載情報（テキストや画像等）に関する知的財産権は養父市又は正当な権利を有する者に帰属する。利用者は「私的使用のための複製」や「引用」など著作権上認められた場合及び公式SNS上での「シェア」機能等の使用による転載などを除き、無断で複製・転載することはできない。

(ホームページとのリンク)

第9条 公式SNSに記載するリンクのリンク先は、原則として市が運用するホームページのみとする。ただし、国、県、他の公共団体、公益法人等が開設したホームページで、特に運用管理者又は課長等が必要と認めるものは、この限りでない。

(運用の停止または終了)

第10条 養父市は、運営が困難になった場合には、その理由をホームページに明記し、公式SNSの運用を停止又は終了することができる。公式SNSの停止又は終了をした場合は、その旨を市ホームページで周知するものとする。

(免責事項)

第11条 養父市は、公式SNS掲載情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではない。

2 養父市は、利用者が公式SNS掲載情報を利用または信用したことにより利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。

3 養父市は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

4 前2号に掲げるものの他、養父市は、公式SNS掲載情報に関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

5 養父市は、予告なく公式SNS運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があるものとする。

(その他)

第12条 この方針のほか、公式SNSの運用に関し、必要な事項は運用管理者が別に定める。

附 則

この運用方針は、令和6年2月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、令和7年2月3日から適用する。